

3 土砂条例

土砂等の埋め立て等に係る必要な規制を行うことにより、土壌の汚染や災害の発生を未然に防ぎ、生活環境の保全や住民の安全に資することを目的として、自治体ごとに「土砂等による埋め立て等の規制に関する条例」(通称、土砂条例又は残土条例)が定められています。

群馬県では、土壌の汚染に係る環境基準に準じて、群馬県土砂等による埋め立て等の規制に関する条例施行規則に定めた基準に適合しない土砂等による埋め立てを禁止しており、3000m²以上の埋め立てを行うには知事の許可が必要です。また、一部の市町村では3000m²未満の埋め立てであっても、各市町村条例により市町村長の許可が必要となり、各市町村条例の定める土壌基準を満たすかどうか調査する必要があります。

表4に群馬県、群馬県内の各市町村、及び埼玉県のと土砂条例の概要を、表5及び表6にそれら各自自治体の土砂条例における調査項目及び基準値を示します。

表4 各自治体における土砂条例の概要 1(令和7年2月13日現在)

自治体名	群馬県	安中市	伊勢崎市
適用条件	3000㎡以上	500㎡以上、3000㎡未満	1000㎡以上、3000㎡未満
許可申請前	事前協議等	—	—
	許可申請前の調査(申請書に調査結果添付)	不要、ただし搬入10日前までに土壌検査結果報告	不要、ただし搬入10日前までに土壌検査結果報告
	その他条件	—	住宅の用に供する土地の開発のために行う土砂の埋立て等を行う場合は事前に小規模事業許可に関する届出を提出。
搬出元の調査(土壌等検査)	調査頻度	排出の場所ごと及び、同一の排出場所からの搬入量が5000㎡を超えるごとに、搬入日の10日前までに届出	排出の場所ごと及び、同一の排出場所からの搬入量が5000㎡を超えるごとに、搬入日の10日前までに届出
	調査項目	調査項目1(測定方法指定有)	調査項目1(測定方法指定有)
	試料の採取方法	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書
	試料採取時の立ち会い	—	—
	その他条件	性状は第1種～第3種建設発生土に該当すること	性状は第1種～第3種建設発生土に該当すること
事業地内の調査(土壌等検査)	調査頻度	搬入開始日・前回の検査日から6ヶ月または、搬入量が5000㎡を超えるごとに1ヶ月以内に報告、特定事業の完了・廃止・休止時は知事の定める日までに報告	搬入開始日・前回の検査日から6ヶ月または、搬入量が5000㎡を超えるごとに1ヶ月以内に報告、特定事業の完了・廃止・休止時は市長の定める日までに報告
	調査項目	調査項目1(測定方法指定有)	調査項目1(測定方法指定有)
	調査検体数	1ha未満は2検体、1ha以上は+1ha毎に+1検体、10ha以上は12検体以上	1検体
	試料の採取方法	区域ごとに中央及び中央から四方へ5～10mの5地点を採取し、等量混合	中央及び中央から四方へ5～10mの5地点を採取し、等量混合
	提出物	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書
	試料採取時の立ち会い	有り	有り
その他条件	搬入した土砂等の量などを毎日帳簿に記載し、3ヶ月ごとに報告 排水がある場合は、要水質検査	搬入した土砂等の量などを毎日帳簿に記載し、3ヶ月ごとに報告 排水がある場合は、要水質検査	

表4 各自治体における土砂条例の概要 2(令和7年2月13日現在)

自治体名	板倉町	邑楽町	太田市
適用条件	500㎡以上、隣接又は近接する土地において事業区域との合算した面積が500㎡以上	500㎡以上、同一の者が隣接又は近接する土地において1年以内に埋め立て等を行っている場合は合算した面積が500㎡以上	1000㎡以上、3000㎡未満
許可申請前	事前協議等	—	隣接土地所有者の同意書、近隣住民の承諾書が必要
	許可申請前の調査(申請書に調査結果添付)	町長が必要と認める場合必要	不要、ただし搬入9日前までに土壌検査結果報告
	その他条件	事業連帯保証人及び隣接する地権者の同意書が必要	—
搬出元の調査(土壌等検査)	調査頻度	1回	排出の場所ごと及び、同一の排出場所からの搬入量が5000㎡を超えるごとに、搬入日の10日前までに届出
	調査項目	調査項目2(測定方法指定有)	調査項目1(測定方法指定有)
	試料の採取方法	—	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書
	試料採取時の立ち会い	—	—
	その他条件	—	性状は第1種～第3種建設発生土に該当すること
事業地内の調査(土壌等検査)	調査頻度	1回以上	搬入開始日・前回の検査日から6ヶ月または、搬入量が5000㎡(町長が認める場合は10000㎡)を超えるごとに1ヶ月以内に報告、特定事業の完了・廃止・休止時は町長の定める日までに報告
	調査項目	調査項目2(測定方法指定有)	調査項目1(測定方法指定有)
	調査検体数	—	1ha未満2、その後1haごとに+1、10ha以上12検体
	試料の採取方法	—	中央及び中央から四方へ5～10mの4地点を採取し、等量混合
	提出物	—	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書
	試料採取時の立ち会い	有り	有り
	その他条件	—	搬入した土砂等の量などを毎日帳簿に記載し、3ヵ月ごとに報告 排水がある場合は、要水質検査

表4 各自治体における土砂条例の概要 3(令和7年2月13日現在)

自治体名	片品村	川場村	神流町	
適用条件	500㎡以上、3000㎡未満	500㎡以上、3000㎡未満	500㎡以上、3000㎡未満	
許可申請前	事前協議等	—	—	
	許可申請前の調査(申請書に調査結果添付)	不要、ただし搬入10日前までに土壌検査結果報告	不要、ただし搬入10日前までに土壌検査結果提出	不要、ただし搬入10日前までに土壌検査結果報告
	その他条件	—	—	—
搬出元の調査(土壌等検査)	調査頻度	排出の場所ごと及び、同一の排出場所からの搬入量が5000㎡を超えるごとに、搬入日の10日前までに届出	排出の場所ごと及び、同一の排出場所からの搬入量が5000㎡を超えるごと	排出の場所ごと及び、同一の排出場所からの搬入量が1000㎡を超えるごとに、搬入日の10日前までに届出
	調査項目	調査項目4(測定方法指定有)	調査項目7(測定方法指定有)	調査項目5(測定方法指定有)
	試料の採取方法	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書
	試料採取時の立ち会い	—	—	—
	その他条件	性状は第1種～第3種建設発生土に該当すること	性状は第1種～第3種建設発生土に該当すること	性状は第1種～第3種建設発生土に該当すること
事業地内の調査(土壌等検査)	調査頻度	搬入開始日・前回の検査日から6ヶ月または、搬入量が5000㎡を超えるごとに1ヶ月以内に報告、特定事業の完了・廃止・休止時は村長の定める日までに報告	搬入開始日・前回の検査日から6ヶ月または、搬入量が1000㎡を超えるごとに30日以内に報告、特定事業の完了・廃止・休止時は村長の定める日までに報告	搬入開始日・前回の検査日から6ヶ月または、搬入量が1000㎡を超えるごとに1ヶ月以内に報告、特定事業の完了・廃止・休止時は町長の定める日までに報告
	調査項目	調査項目4(測定方法指定有)	調査項目7(測定方法指定有)	調査項目5(測定方法指定有)
	調査検体数	1検体	1検体	1検体
	試料の採取方法	中央及び中央から四方へ5～10mの5地点を採取し、等量混合	中央及び中央から四方へ5～10mの5地点を採取し、等量混合	中央及び中央から四方へ5～10mの5地点を採取し、等量混合
	提出物	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書
	試料採取時の立ち会い	有り	有り	有り
	その他条件	搬入した土砂等の量などを毎日帳簿に記載し、3ヵ月ごとに報告 排水がある場合は、要水質検査	搬入した土砂等の量などを帳簿に記載し、3ヵ月ごとに報告 排水がある場合は、要水質検査	搬入した土砂等の量などを毎日帳簿に記載し、3ヵ月ごとに報告 排水がある場合は、要水質検査

表4 各自治体における土砂条例の概要 4(令和7年2月13日現在)

自治体名	甘楽町	桐生市	渋川市	
適用条件	500m ² 以上、3000m ² 未満	500m ² 以上、3000m ² 未満 または搬入容積1000m ³ 以上	500m ² 以上、3000m ² 未満	
許可申請前	事前協議等	—	必要	事前相談推奨
	許可申請前の調査(申請書に調査結果添付)	不要、ただし搬入10日前までに土壌検査結果報告	不要、ただし搬入前に地質分析結果提出	不要、ただし搬入10日前までに土壌検査結果提出
	その他条件	—	—	—
搬出元の調査(土壌等検査)	調査頻度	排出の場所ごと及び、同一の排出場所からの搬入量が1000m ³ を超えるごとに、搬入日の10日前までに届出	土砂の採取場所ごと及び搬入量が3000m ³ までごと	排出の場所ごと及び、同一の排出場所からの搬入量が5000m ³ を超えるごと
	調査項目	調査項目6(測定方法指定有)	調査項目8(測定方法指定有)	調査項目1(測定方法指定有)
	試料の採取方法	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	検体試料採取調書 地質分析結果証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書
	試料採取時の立ち会い	—	—	—
	その他条件	性状は第1種～第3種建設発生土に該当すること	—	性状は第1種～第3種建設発生土に該当すること
事業地内の調査(土壌等検査)	調査頻度	搬入開始日・前回の検査日から6ヶ月または、搬入量が1000m ³ を超えるごとに1ヶ月以内に報告、特定事業の完了・廃止・休止時は町長の定める日までに報告	特定事業開始から180日ごと(一時堆積事業の場合は90日ごと)	搬入開始日・前回の検査日から6ヶ月または、搬入量が5000m ³ を超えるごとに1ヶ月以内に報告、特定事業の完了・廃止・休止時に検査は市長の定める日までに報告
	調査項目	調査項目6(測定方法指定有)	調査項目8(測定方法指定有)	調査項目1(測定方法指定有)
	調査検体数	1検体	1検体	1検体
	試料の採取方法	中央及び中央から四方へ5～10mの5地点を採取し、等量混合	中央及び中央から四方へ5～10mの5地点を採取し、等量混合	中央及び中央から四方へ5～10mの5地点を採取し、等量混合
	提出物	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 地質分析結果証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 地質分析結果証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書
	試料採取時の立ち会い	有り	—	有り
	その他条件	搬入した土砂等の量などを毎日帳簿に記載し、3ヵ月ごとに報告 排水がある場合は、要水質検査	特定事業開始から180日ごとに180日を超えた日から7日以内に使用土砂量を報告 一時堆積事業の場合は90日ごとに搬入量・排出量を報告 要水質検査	搬入した土砂等の量などを帳簿に記載し、3ヵ月ごとに報告 排水がある場合は、要水質検査

表4 各自治体における土砂条例の概要 5(令和7年2月13日現在)

自治体名	下仁田町	昭和村	榛東村	
適用条件	500㎡以上、3000㎡未満	500㎡以上、3000㎡未満	500㎡以上、3000㎡未満	
許可申請前	事前協議等	—	事前相談推奨	
	許可申請前の調査(申請書に調査結果添付)	不要、ただし搬入10日前までに土壌検査結果提出	不要、ただし搬入10日前までに土壌検査結果報告	不要、ただし搬入10日前までに土壌検査結果報告
	その他条件	—	—	
搬出元の調査(土壌等検査)	調査頻度	排出の場所ごと及び、同一の排出場所からの搬入量が1000㎡を超えるごと	排出の場所ごと及び、同一の排出場所からの搬入量が5000㎡を超えるごと	排出の場所ごと及び、同一の排出場所からの搬入量が5000㎡を超えるごと
	調査項目	調査項目7(測定方法指定有)	調査項目7(測定方法指定有)	調査項目8(測定方法指定有)
	試料の採取方法	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書
	試料採取時の立ち会い	—	—	—
	その他条件	性状は第1種～第3種建設発生土に該当すること	性状は第1種～第3種建設発生土に該当すること	性状は第1種～第3種建設発生土に該当すること
事業地内の調査(土壌等検査)	調査頻度	搬入開始日・前回の検査日から6ヶ月または、搬入量が1000㎡を超えるごとに1ヶ月以内に報告、特定事業の完了・廃止・休止時に検査は町長の定める日までに報告	搬入開始日・前回の検査日から6ヶ月または、搬入量が5000㎡を超えるごとに1ヶ月以内に報告、特定事業の完了・廃止・休止時は村長の定める日までに報告	搬入開始日・前回の検査日から6ヶ月または、搬入量が5000㎡を超えるごとに1ヶ月以内に報告、特定事業の完了・廃止・休止時に検査は村長の定める日までに報告
	調査項目	調査項目7(測定方法指定有)	調査項目7(測定方法指定有)	調査項目8(測定方法指定有)
	調査検体数	1検体	1検体	1検体
	試料の採取方法	中央及び中央から四方へ5～10mの5地点を採取し、等量混合	中央及び中央から四方へ5～10mの5地点を採取し、等量混合	中央及び中央から四方へ5～10mの5地点を採取し、等量混合
	提出物	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書
	試料採取時の立ち会い	有り	有り	有り
その他条件	搬入した土砂等の量などを帳簿に記載し、3ヵ月ごとに報告 排水がある場合は、要水質検査	搬入した土砂等の量などを帳簿に記載し、3ヵ月ごとに報告 排水がある場合は、要水質検査	搬入した土砂等の量などを帳簿に記載し、3ヵ月ごとに報告 排水がある場合は、要水質検査	

表4 各自治体における土砂条例の概要 6(令和7年2月13日現在)

自治体名	高崎市	高山村	館林市
適用条件	1年以内に土砂等の堆積が行われた近接、隣接地との合算が500㎡以上	500㎡以上、3000㎡未満	500㎡以上、3000㎡未満
許可申請前	事前協議等	必要	—
	許可申請前の調査(申請書に調査結果添付)	必要	不要、ただし搬入10日前までに土壌検査結果提出
	その他条件	面積が3000㎡以上または堆積する高さが1mより高い場合は近隣住民等への説明会を開催	—
搬出元の調査(土壌等検査)	調査頻度	排出の場所ごと	排出の場所ごと及び、同一の排出場所からの搬入量が5000㎡を超えるごと
	調査項目	調査項目12(全項目)	調査項目8(測定方法指定有)
	試料の採取方法	検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書
	試料採取時の立ち会い	—	—
	その他条件	廃棄物等の混入・付着の有無についての展開検査結果を報告	性状は第1種～第3種建設発生土に該当すること
事業地内の調査(土壌等検査)	調査頻度	土砂等の堆積に着手した日から3ヵ月ごと、特定事業の完了・廃止時には10日以内に報告	搬入開始日・前回の検査日から6ヶ月または、搬入量が5000㎡を超えるごとに1ヶ月以内に報告、特定事業の完了・廃止・休止時に村長の定める日までに報告
	調査項目	調査項目12	調査項目8(測定方法指定有)
	調査検体数	3000㎡ごとに区域を等分して、1区域内あたり1地点以上の割合で均等に選定して1検体とする	1検体
	試料の採取方法	中央及び中央から四方へ5～10mの5地点を採取し、等量混合	中央及び中央から四方へ5～10mの5地点を採取し、等量混合
	提出物	汚染調査結果届出書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書
	試料採取時の立ち会い	—	有り
	その他条件	—	搬入した土砂等の量などを毎回帳簿に記載し、3ヵ月ごとに報告 排水がある場合は、要水質検査

表4 各自治体における土砂条例の概要 7(令和7年2月13日現在)

自治体名	玉村町	千代田町	富岡市	
適用条件	500m ² 以上、3000m ² 未満	500m ² 以上、3000m ² 未満	500m ² 以上、3000m ² 未満	
許可申請前	事前協議等	—	—	
	許可申請前の調査(申請書に調査結果添付)	不要、ただし搬入10日前までに土壌検査結果提出	不要、ただし搬入10日前までに土壌検査結果提出	不要、ただし搬入10日前までに土壌検査結果提出
	その他条件	—	—	
搬出元の調査(土壌等検査)	調査頻度	排出の場所ごと及び、同一の排出場所からの搬入量が5000m ³ を超えるごと	排出の場所ごと及び、同一の排出場所からの搬入量が5000m ³ を超えるごと	排出の場所ごと及び、同一の排出場所からの搬入量が5000m ³ を超えるごと
	調査項目	調査項目1(測定方法指定有)	調査項目9(測定方法指定有)	調査項目8(測定方法指定有)
	試料の採取方法	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書
	試料採取時の立ち会い	—	—	—
	その他条件	性状は第1種～第3種建設発生土に該当すること	性状は第1種～第3種建設発生土に該当すること	性状は第1種～第3種建設発生土に該当すること
事業地内の調査(土壌等検査)	調査頻度	搬入開始日・前回の検査日から6ヶ月または、搬入量が5000m ³ を超えるごとに1ヶ月以内に報告、特定事業の完了・廃止・休止時は町長の定める日までに報告	搬入開始日・前回の検査日から6ヶ月または、搬入量が5000m ³ を超えるごとに1ヶ月以内に報告、特定事業の完了・廃止・休止時は町長の定める日までに報告	搬入開始日・前回の検査日から6ヶ月または、搬入量が5000m ³ を超えるごとに1ヶ月以内に報告、特定事業の完了・廃止・休止時は市長の定める日までに報告
	調査項目	調査項目1(測定方法指定有)	調査項目9(測定方法指定有)	調査項目8(測定方法指定有)
	調査検体数	1検体	1検体	1検体
	試料の採取方法	中央及び中央から四方へ5～10mの5地点を採取し、等量混合	中央及び中央から四方へ5～10mの5地点を採取し、等量混合	中央及び中央から四方へ5～10mの5地点を採取し、等量混合
	提出物	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書
	試料採取時の立ち会い	有り	有り	有り
その他条件	搬入した土砂等の量などを毎日帳簿に記載し、3ヵ月ごとに報告 排水がある場合は、要水質検査	搬入した土砂等の量などを毎日帳簿に記載し、3ヵ月ごとに報告 排水がある場合は、要水質検査	搬入した土砂等の量などを毎日帳簿に記載し、3ヵ月ごとに報告 排水がある場合は、要水質検査	

表4 各自治体における土砂条例の概要 8(令和7年2月13日現在)

自治体名	中之条町	沼田市	藤岡市
適用条件	500㎡以上、3000㎡未満	500㎡以上、3000㎡未満	高さ1mを超える土地の埋立て、盛土(一時たい積事業を含む)及び高さ2mを超える土地の切土で、事業区域の面積(別の事業区域と隣接する場合は合算した面積)が1000㎡以上
許可申請前	事前協議等	要事前相談	必要(500㎡以上1000㎡未満の場合も要事前相談)
	許可申請前の調査(申請書に調査結果添付)	不要、ただし搬入10日前までに土壌検査結果提出	不要、ただし搬入10日前までに土壌検査結果提出
	その他条件	—	—
搬出元の調査(土壌等検査)	調査頻度	排出の場所ごと及び、同一の排出場所からの搬入量が5000㎥を超えるごと	排出の場所ごと及び、同一の排出場所からの搬入量が5000㎥を超えるごと
	調査項目	調査項目10(測定方法指定有)	調査項目1(測定方法指定有)
	試料の採取方法	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書
	試料採取時の立ち会い	—	—
	その他条件	性状は第1種～第3種建設発生土に該当すること	性状は第1種～第3種建設発生土に該当すること
事業地内の調査(土壌等検査)	調査頻度	搬入開始日・前回の検査日から6ヶ月または、搬入量が5000㎥を超えるごとに1ヶ月以内に報告、特定事業の完了・廃止・休止時は町長の定める日までに報告	搬入開始日・前回の検査日から6ヶ月または、搬入量が1000㎥を超えるごとに30日以内に報告、特定事業の完了・廃止・休止時は市長の定める日までに報告
	調査項目	調査項目10(測定方法指定有)	調査項目1(測定方法指定有)
	調査検体数	1検体	1検体
	試料の採取方法	中央及び中央から四方へ5～10mの5地点を採取し、等量混合	中央及び中央から四方へ5～10mの5地点を採取し、等量混合
	提出物	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書
	試料採取時の立ち会い	有り	有り
	その他条件	搬入した土砂等の量などを毎回帳簿に記載し、3ヵ月ごとに報告 排水がある場合は、要水質検査	搬入した土砂等の量などを毎回帳簿に記載し、3ヵ月ごとに報告 排水がある場合は、要水質検査
			事業開始日から180日ごと(市長が必要と認める場合は事業開始日から30日以内、一時堆積事業の場合は90日ごと)、必要に応じて開始から30日以内に1回目の検査を行い、実施した日から7日以内に報告
			調査項目1(測定方法指定有)
			事業区域を3000㎡以内の区域に等分して区域ごとに1試料
			中央及び中央から四方へ5～10mの5地点を採取し、等量混合
			採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 地質分析結果証明書
			—
			搬入した土砂等の量などを記載し、事業開始から180日ごとに報告 排水がある場合は、要水質検査

表4 各自治体における土砂条例の概要 9 (令和7年2月13日現在)

自治体名	前橋市	吉岡町	みどり市	
適用条件	1000m ² 以上	500m ² 以上、3000m ² 未満	500m ² 以上、3000m ² 未満(同一事業者が1年以内に隣接・近接地で埋立て等が行われる場合は合算値が500m ² 以上)、500m ² 未満で1000m ² 以上	
許可申請前	事前協議等	—	—	必要、近隣住民への説明会開催
	許可申請前の調査(申請書に調査結果添付)	不要、ただし搬入10日前までに土壌検査結果報告	不要、ただし搬入10日前までに土壌検査結果報告	不要、ただし搬入10日前までに土壌検査結果報告
	その他条件	—	—	—
搬出元の調査(土壌等検査)	調査頻度	排出の場所ごと又は同一の排出場所からの搬入量が5000m ³ を超えるごと	排出の場所ごと及び、同一の排出場所からの搬入量が5000m ³ を超えるごと	排出の場所ごと及び、同一の排出場所からの搬入量が3000m ³ を超えるごと
	調査項目	調査項目11(測定方法指定有)	調査項目1(測定方法指定有)	調査項目9(測定方法指定有)
	試料の採取方法	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書
	試料採取時の立ち会い	—	—	—
	その他条件	性状は第1種～第3種建設発生土に該当すること	性状は第1種～第3種建設発生土に該当すること	性状は第1種～第3種建設発生土に該当すること
事業地内の調査(土壌等検査)	調査頻度	搬入開始日・前回の検査日から6ヶ月または、搬入量が5000m ³ を超えるごとに1ヶ月以内に報告、特定事業の完了・廃止・休止時に検査は市長の定める日までに報告	搬入開始日・前回の検査日から6ヶ月または、搬入量が5000m ³ を超えるごとに1ヶ月以内に報告、特定事業の完了・廃止・休止時に検査は町長の定める日までに報告	搬入開始日・前回の検査日から6ヶ月または、搬入量が3000m ³ を超えるごとに1ヶ月以内に報告、特定事業の完了・廃止・休止時に検査は市長の定める日までに報告
	調査項目	調査項目11(測定方法指定有)	調査項目1(測定方法指定有)	調査項目9(測定方法指定有)
	調査検体数	0.3ha未満1、1ha未満2、その後1haごとに+1、10ha以上12検体	1検体	1検体
	試料の採取方法	中央及び中央から四方へ5～10mの5地点を採取し、等量混合	中央及び中央から四方へ5～10mの5地点を採取し、等量混合	中央及び中央から四方へ5～10mの5地点を採取し、等量混合
	提出物	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書
	試料採取時の立ち会い	有り	有り	有り
	その他条件	搬入した土砂等の量などを毎日帳簿に記載し、3ヵ月ごとに報告 排水がある場合は、要水質検査	搬入した土砂等の量などを毎日帳簿に記載し、3ヵ月ごとに報告 排水がある場合は、要水質検査	搬入した土砂等の量などを毎日帳簿に記載し、3ヵ月ごとに報告 排水がある場合は、要水質検査

表4 各自治体における土砂条例の概要 10(令和2年2月13日現在)

自治体名	みなかみ町	明和町	埼玉県
適用条件	500m ³ 以上、3000m ³ 未満埋め立て等に用いる土砂は町長が特別な理由があると認める場合を除いて群馬県内で発生したもの	500m ³ 以上、3000m ³ 未満	500m ³ 以上の土砂の排出、3000m ³ 以上の堆積 毛呂山町、嵐山町、桶川町、鳩山町は各条例に従う
許可申請前	事前協議等	1000m ³ 以上、3000m ³ 未満の埋立て事業は近隣住民への説明会を許可申請日の30日前までに開催し、その報告書を提出。	—
	許可申請前の調査(申請書に調査結果添付)	不要、ただし搬入10日前までに土壌検査結果報告	不要、ただし搬入10日前までに土壌検査結果報告
	その他条件	—	—
搬出元の調査(土壌等検査)	調査頻度	排出の場所ごと及び、同一の排出場所からの搬入量が5000m ³ を超えるごと	排出の場所ごと及び、同一の排出場所からの搬入量が5000m ³ を超えるごと
	調査項目	調査項目1(測定方法指定有)	調査項目1(測定方法指定有)
	試料の採取方法	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書
	試料採取時の立ち会い	—	—
	その他条件	性状は第1種～第3種建設発生土に該当すること	性状は第1種～第3種建設発生土に該当すること
事業地内の調査(土壌等検査)	調査頻度	搬入開始日・前回の検査日から6ヶ月または、搬入量が5000m ³ を超えるごとに1ヶ月以内に報告、特定事業の完了・廃止・休止時は町長の定める日までに報告	搬入開始日・前回の検査日から6ヶ月または、搬入量が5000m ³ を超えるごとに1ヶ月以内に報告、特定事業の完了・廃止・休止時には町長の定める日までに報告
	調査項目	調査項目1(測定方法指定有)	調査項目1(測定方法指定有)
	調査検体数	1検体	1検体
	試料の採取方法	中央及び中央から四方へ5～10mの5地点を採取し、等量混合	中央及び中央から四方へ5～10mの5地点を採取し、等量混合
	提出物	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書
	試料採取時の立ち会い	有り	有り
	その他条件	搬入した土砂等の量などを毎日帳簿に記載し、3ヵ月ごとに報告 排水がある場合は、要水質検査	搬入した土砂等の量などを毎日帳簿に記載し、3ヵ月ごとに報告 排水がある場合は、要水質検査
			搬入開始日から6ヶ月ごと、完了、廃止時に報告
			調査項目13
			900m ² ごとに1検体以上
			5地点混合法(表層、5～50cmの土壌を等量混合)
			たい積に係る土地の汚染調査結果届出書
			—
			3ヶ月ごとに搬入場所ごとの終了などを定期報告

表5 調査項目及び基準値 1(令和7年2月13日現在)

項目	調査項目1	調査項目2	調査項目3	調査項目4
	群馬県、安中市、伊勢崎市、渋川市、玉村町、沼田市、邑楽町、館林市、富岡市、藤岡市、みなかみ町、明和町、吉岡町	板倉町	太田市	片品村
カドミウム	0.003mg/L以下	0.01mg/L以下 (0.4mg/米1kg未満)	0.003mg/L以下	0.01mg/L以下
全シアン	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
有機燐(*1)	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	0.05mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下 (15mg/kg未満)	0.01mg/L以下 (15mg/kg未満)	0.01mg/L以下 (15mg/kg未満)	0.01mg/L以下 (15mg/kg未満)
総水銀	0.0005mg/L以下	0.0005mg/L以下	0.0005mg/L以下	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
PCB	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
銅	(125mg/kg未満)	(125mg/kg未満)	(125mg/kg未満)	(125mg/kg未満)
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下
クロロエチレン	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下	—
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	0.004mg/L以下	0.004mg/L以下	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	—	—	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.03mg/L以下	0.01mg/L以下	0.03mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下	0.8mg/L以下	0.8mg/L以下	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.05mg/L以下	0.05mg/L以下	—
水素イオン濃度(pH)	—	—	—	—

1. 有機燐(*1)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、及びUEPNをいいます。
2. 注記のないものは溶出量試験における基準です。
3. 調査項目1～4の砒素と銅は土地利用目的が農用地(田に限る)の場合において含有量試験があります。含有量試験の基準値を()内に示しました。
4. 調査項目3のカドミウムは土地利用目的が農用地(田に限る)の場合において米1kgあたりの含有量試験があります。含有量試験の基準値を()内に示しました。

表5 調査項目及び基準値 2(令和7年2月13日現在)

項 目	調査項目5	調査項目6	調査項目7	調査項目8
	神流町	甘楽町	川場村、下仁田町、昭和村	桐生市、榛東村、高山村、富岡市
カドミウム	0.01mg/L以下	0.003mg/L以下	0.01mg/L以下	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
有機磷(*1)	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	0.02mg/L以下	0.05mg/L以下	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下 (15mg/kg未満)	0.01mg/L以下 (15mg/kg未満)	0.01mg/L以下 (15mg/kg未満)	0.01mg/L以下 (15mg/kg未満)
総水銀	0.0005mg/L以下	0.0005mg/L以下	0.0005mg/L以下	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
PCB	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
銅	(125mg/kg未満)	(125mg/kg未満)	(125mg/kg未満)	(125mg/kg未満)
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下
クロロエチレン	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下	—	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	0.004mg/L以下	0.004mg/L以下	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	—	—	—	0.04mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下	—
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	0.01mg/L以下	0.03mg/L以下	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下	0.8mg/L以下	0.8mg/L以下	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.05mg/L以下	—	0.05mg/L以下
水素イオン濃度(pH)	—	—	—	—

1. 有機磷(*1)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、及びEPNをいいます。
2. 注記のないものは溶出量試験における基準です。
3. 調査項目5～8の砒素と銅は土地利用目的が農用地(田に限る)の場合において含有量試験があります。含有量試験の基準値を()内に示しました。

表5 調査項目及び基準値 3(令和7年2月13日現在)

項 目	調査項目9	調査項目10	調査項目11
	千代田町、みどり市	中之条町	前橋市
カドミウム	0.01mg/L以下	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
有機燐(*1)	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	0.05mg/L以下	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下 (15mg/kg未満)	0.01mg/L以下 (15mg/kg未満)	0.01mg/L以下 (15mg/kg未満)
総水銀	0.0005mg/L以下	0.0005mg/L以下	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
PCB	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
銅	(125mg/kg未満)	(125mg/kg未満)	(125mg/kg未満)
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下
クロロエチレン	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	0.004mg/L以下	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	—	0.04mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.04mg/L以下	—
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下	0.8mg/L以下	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.05mg/L以下	0.05mg/L以下
水素イオン濃度(pH)	—	—	4以上9未満

1. 有機燐(*1)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、及びOEPNをいいます。
2. 注記のないものは溶出量試験における基準です。
3. 調査項目9～11の砒素と銅は土地利用目的が農用地(田に限る)の場合において含有量試験があります。含有量試験の基準値を()内に示しました。

表6 調査項目及び基準値 4(令和7年2月13日現在)

項目	調査項目12		調査項目13	
	高崎市		埼玉県	
	溶出量基準	含有量基準	溶出量基準	含有量基準
カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	45mg/kg以下	0.003mg/L以下	150mg/kg以下
六価クロム化合物	0.05mg/L以下	250mg/kg以下	0.05mg/L以下	250mg/kg以下
シアン化合物	検出されないこと	(遊離シアン) 50mg/kg以下	検出されないこと	(遊離シアン) 50mg/kg以下
水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下 アルキル水銀は 検出されないこと	15mg/kg以下	0.0005mg/L以下 アルキル水銀は 検出されないこと	15mg/kg以下
セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
砒素及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
ふっ素及びその化合物	0.8mg/L以下	4,000mg/kg以下	0.8mg/L以下	4,000mg/kg以下
ほう素及びその化合物	1mg/L以下	4,000mg/kg以下	1mg/L以下	4,000mg/kg以下
シマジン	0.003mg/L以下	—	0.003mg/L以下	—
クロロエチレン	0.002mg/L以下	—	0.002mg/L以下	—
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	—	0.02mg/L以下	—
四塩化炭素	0.002mg/L以下	—	0.002mg/L以下	—
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	—	0.004mg/L以下	—
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	—	0.1mg/L以下	—
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	—	0.04mg/L以下	—
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	—	0.002mg/L以下	—
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	—	0.02mg/L以下	—
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	—	0.01mg/L以下	—
チウラム	0.006mg/L以下	—	0.006mg/L以下	—
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	—	1mg/L以下	—
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	—	0.006mg/L以下	—
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	—	0.01mg/L以下	—
ベンゼン	0.01mg/L以下	—	0.01mg/L以下	—
PCB	検出されないこと	—	検出されないこと	—
有機リン化合物	検出されないこと	—	検出されないこと	—
ダイオキシン類	—	1,000pg-TEQ/g以下	—	1,000pg-TEQ/g

1. で囲んだ箇所が事業地内の調査での必須項目ですが、他の基準が超えて良いということではありません。また、必須項目以外にも調査が必要と認める物質で、知事(埼玉県)や市長(高崎市)が通知したものは調査の対象となります。
2. 埼玉県は知事が通知した場合は溶出量調査も必要となります。
3. 有機リンとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、及びEPNをいいます。
4. 調査項目 12、13 の項目及び基準値は土壌汚染対策法、ダイオキシン類対策特別措置法に基づきます。